

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その翌日)

告 示

## 鳥取県告示第三百六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年四月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡田内科クリニック	鳥取市富安二丁目一二八一一	平成十一年四月一日
たけのうち診療所	境港市竹内町七九一ー八	〃
さつきヶ丘クリニック	東伯郡北条町下神八一六一九	平成十一年四月十五日
医療法人社団土井医院	東伯郡東郷町大字龍島五〇八一	〃
森脇外科医院	境港市明治町一一七	〃
松本外科医院	米子市河崎一四一四	平成十一年四月十七日
ちか歯科クリニック	倉吉市西福守町五九二一一	平成十一年四月十八日
山本歯科医院	境港市外江町三八〇五	平成十一年四月二十二日
オレンジ薬局	米子市福市一七二三一九	平成十一年四月十八日

- ◇告示 保険医療機関等の指定(保険課)
- 鳥取県立産業体育館の使用料の徴収事務の委託(商政課)
- 農業近代化資金の利子補給率の一部改正(経営指導課)
- 農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正(〃)
- 中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正(〃)
- 土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)
- 県営土地改良事業計画の決定(〃)
- 国土調査法による事業計画の決定(〃)
- 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(水産課)
- 漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正(〃)
- 漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正(〃)
- 基本測量の実施(管理課)
- 基本測量の終了(二件)(〃)
- 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)
- ◇公 告 鳥取県公文書公開条例の運用状況(総務課)

## 鳥取県告示第三百七号

地方自治法施行令(昭和二十一年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定に基づき、

鳥取県立産業体育館の使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第一項の規定により告示する。

平成十一年四月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成十一年四月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 委託の相手
- 財団法人鳥取県体育協会

二 委託年月日

平成十一年四月一日

表中「一・一パーセント」を「一・〇パーセント」に、「〇・六一五パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

鳥取県告示第三百十号

#### 鳥取県告示第三百八号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成十一年四月二十七日前に、鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年四月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

表を次のように改める。

一の表及び二の表中「一・二五パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

#### 鳥取県告示第三百九号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

中山間地域活性化資金の種類等		利子補給率
貸付利率	規則第二条第三項第一号、第二号及び第五号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	
規則第二条第三項第一号、第四号、第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第二条第三項第二号	規則第二条第三項第一号、第四号、第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合

平成十一年四月二十七日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

		一 加工 流通施 設整備 資金		1 大企 業以外 の者に 貸し付 ける場 合		2 大企 業に貸し付 ける場合		年一二三五パー セント以内		年〇・九五パー セント		年〇・一五パー セント	
二 保 健 機能増 進施設 整備資 金	1 業以外 の者に 貸し付 ける場 合	口 貸付金のうち 二億七千万円以 下の部分	口 貸付金のうち 二億七千万円を 超える部分	年一二五パー セント以内	年一二四五パー セント以内	年〇・七五パー セント							
2 大企 業に貸し付 ける場合	口 貸付金のうち 二億七千万円以 下の部分	年一二〇パー セント以内	年一二〇パー セント	年一二二パー セント	年一二〇パー セント	年〇・四パー セント							
2 大企 業に貸し付 ける場合	口 貸付金のうち 二億七千万円を 超える部分	年一二二パー セント以内	年一二〇パー セント	年一二二パー セント	年一二〇パー セント	年〇・一パー セント							
三 生活環境施設整備資金	年一二〇パー セント以内	年一二二五パー セント以内	年一二二五パー セント以内	年〇・九五パー セント	年〇・九五パー セント	年〇・一五パー セント							
	年一二〇パー セント以内	年一二二五パー セント以内	年一二二五パー セント以内	年〇・九五パー セント	年〇・九五パー セント	年〇・一五パー セント							

## 備考

この表において「大企業」とは、資本金の額又は出資の総額が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする場合にあっては五千万円、卸売業を主たる事業とする場合にあっては七千万円）を超えるか、その常時使用する従業員の数が三百人（小売業又はサービス業を主たる事業とする場合にあっては五十人、卸売業を主たる事業とする場合にあっては百人）を超える会社をいう。

## 鳥取県告示第三百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、上大口土地改良区の定款の変更を平成十一年四月二十日認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年四月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県告示第三百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県當土地改良事業（県當あるさと農道緊急整備事業黒見地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年四月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 一 縦覧に供する書類

## 土地改良事業計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

平成十一年四月二十八日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第三百十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成十一年度における事業計画をつぎのとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成十一年四月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う 者の名称	調査地域										調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
鳥取市	鳥取市船木、広岡、海藏寺、桂木及び称宣谷の各一部	倉吉市	倉吉市大字大立、大字上大立	倉吉市	倉吉市大字大立、大字上大立	福部村	岩美郡福部村大字八重原の一部	福部村	岩美郡国府町大字木原の一部	福部村	平成十二年三月三十 一日まで	○・七〇
北条町	東郷町	智頭町	八東町	船岡町	郡家町	八頭郡郡家町大字万代寺、大字石田百井、大字土師百井、大字米岡及び大字國中の各一部	八頭郡船岡町大字塙上、大字橋本及び大字下野の各一部	八頭郡智頭町大字新見、大字惣地、大字中田、大字坂原、大字岩神及び大字西字塙の各一部	八頭郡智頭町大字新見、大字	八頭郡智頭町大字新見、大字	八頭郡智頭町大字新見、大字	八頭郡智頭町大字新見、大字
関金町	三朝町	東郷町	八東町	船岡町	郡家町	八頭郡郡家町大字万代寺、大字石田百井、大字土師百井、大字米岡及び大字國中の各一部	八頭郡船岡町大字塙上、大字橋本及び大字下野の各一部	八頭郡智頭町大字新見、大字	八頭郡智頭町大字新見、大字	八頭郡智頭町大字新見、大字	八頭郡智頭町大字新見、大字	八頭郡智頭町大字新見、大字
及 び 北 尾 の 各 一 部	東伯郡北条町米里、曲、下神 の各一部	東伯郡三朝町大字三朝、大字砂原、大字福山及び大字今泉	東伯郡東郷町大字門田、大字佐美、大字埴見、大字長和田、大字野花及び大字羽衣石の各一部									
一・五四	○・六七	三・三二	一・四三	一・三〇六	○・五九	○・七一	二・一七	一・二五	三・六三	一・二五	二・六七	二・一七

## 鳥取県告示第三百十四号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一

東伯町	東伯郡東伯町大字八橋、大字笠見、大字丸尾、大字保、大字田越、大字浦安及び大字三輪津、大字湯坂及び大字尾張の各一部	赤崎町	東伯郡赤崎町大字梅田、大字笠見、大字丸尾、大字保、大字田越、大字浦安及び大字三輪津、大字湯坂及び大字尾張の各一部	西伯町	西伯郡西伯町大字阿賀及び大字境の各一部	岸本町	西伯郡岸本町大原、真野及び大字西尾原、大字福頼、大字平岡、大字中間、大字西原及び大字福井の各一部	淀江町	西伯郡淀江町大字今津、大字淀江、大字福頼、大字平岡、大字中間、大字西原及び大字福井の各一部	会見町	西伯郡会見町市山、朝金及び大字荻名の各一部	見附町	西伯郡見附町市山、朝金及び大字荻名の各一部	溝口町	西伯郡大山町福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部
江府町	日南町	中山町	大山町	淀江町	岸本町	会見町	西伯町	淀江町	岸本町	会見町	西伯町	赤崎町	東伯町	西伯郡溝口町荘の一部	
溝口町	江府町	日南町	中山町	大山町	淀江町	岸本町	会見町	西伯町	淀江町	岸本町	会見町	西伯町	赤崎町	東伯郡溝口町荘の一部	
日野郡溝口町荘の一部	日野郡日南町矢戸之上原の一部	西伯郡中山町羽田井、樋口、石井垣、赤坂、下甲、東積及び潮音寺の各一部	西伯郡大山町福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部	西伯郡大山町福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部	西伯郡大山町福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部	西伯郡大山町福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部	西伯郡大山町福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部	西伯郡大山町福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部	西伯郡大山町福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部	西伯郡大山町福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部	西伯郡大山町福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部	西伯郡大山町福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部	西伯郡大山町福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部	西伯郡大山町福尾、上野、末長、所子及び国信の各一部	
二・九二	○・三〇	二・四五	○・九〇	一・一九	一・一九	一・一九	二・五四	三・六三	一・七一	二・一〇	二・五五	二・八一	二・八一	二・八一	

部を次のように改正する。

平成十一年四月二十七日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十一年四月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成十一年四月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

表の一の項及び二の項中「一・二五パーセント」を「一・二パーセント」に、「一・〇五パーセント」を「一・〇パーセント」に改め、同表の三の項中「一・一パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「〇・九パーセント」を「〇・八五パーセント」に改め、同表の四の項から七の項までの規定中「一・一五パーセント」を「一・二パーセント」に、「一・〇五パーセント」を「一・〇パーセント」に改め、同表の八の項中「一・二五パーセント」を「一・二パーセント」に改め、同表の九の項中「一・二五パーセント」を「一・二パーセント」に改め、同表の九の項中「一・〇五パーセント」を「一・〇パーセント」に改める。

### 鳥取県告示第三百五十五号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年四月二十七日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成十一年四月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年四月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）  
 二 作業期間 平成十一年四月十九日から平成十二年二月二十八日まで  
 三 作業地域 倉吉市、岩美郡福部村、八頭郡八東町及び佐治村、東伯郡東郷町及び関  
 金町並びに日野郡江府町  
 表中「一・二パーセント」を「一・〇パーセント」に、「一・二五パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

### 鳥取県告示第三百六十六号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年四月二十七日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成十一年四月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県告示第三百十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国

土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年四月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成十一年四月二十七日  
鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

鳥取県公安委員会規則第二号

- 一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）
- 二 作業地域 倉吉市、岩美郡国府町及び岩美町並びに日野郡江府町
- 三 終了年月日 平成十一年二月二十日

## 鳥取県告示第三百十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年四月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条の六第三号中「犯罪の予防」の下に「一般」を加え、同条中第十七号を第二十号とし、第十六号を第十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

十八 少年に対する暴力団への加入の防止その他暴力団の影響の排除に関すること。  
第六条の六中第十号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の後に次の二号を加える。

十 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

十一 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）及び金属屑業条例（昭和二十七年七月鳥取県条例第三十一号）の施行に関すること。

第六条の七中第八号を削り、第七号を第八号とし、同条第六号中「公害関係事犯」の下に「その他環境関係事犯」を加え、同条中同号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 けん銃その他の銃器の取締りに関すること。

第六条の八中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 警察通信指令に関すること。

第八条を次のように改める。

(検査第一課の所掌事務)

第八条 検査第一課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 検査運営の企画及び指導に関すること。

二 殺人、強盗その他の凶悪犯の検査に関すること。

三 暴行、傷害その他の粗暴犯の検査に関すること。

四 窃盜犯の検査に関すること。

五 人質犯罪及び誘拐犯罪の検査に関すること。

六 過失犯の検査に関すること(交通指導課の所掌に属するものを除く)。

七 移動警察に関すること。

八 犯罪手口に関すること(被疑者写真票に関するのを除く)。

九 指名手配及び検査共助に関すること。

十 死体の検視等に関すること。

十一 國際検査共助に関すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、部内の他課及び科学検査研究所の所掌に属しない犯罪の検査に関すること。

第八条の二第三号を次のように改める。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成二年法律第七十七号)の施行に関すること。

第八条の二に次の三号を加える。

四 暴力団の取締りに関すること。

五 暴力団に係る犯罪の検査に関すること。

六 鳥取県暴力追放運動推進センターに関すること。

第八条の四第二号中「化学」の下に「、心理学」を加える。

第十一条第七号中「他課の所掌に属しない交通警察に関する」を「部内の他課、交通機

動隊及び高速道路交通警察隊の所掌に属しない」に改め、同号を同条第八号とし、同条

第六号中「道路交通の統計」を「交通事故の分析及び交通統計」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 交通管制に関すること。

第十二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 運転免許に係る講習に関すること。

第十四条の三第三号中「検査」を「取締り」に改め、「関すること」の下に「(警備第二課の所掌に属するのを除く)」を加え、同号に次のように加える。

ト 外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)及び關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)に規定する犯罪のうち、國際的な平和及び安全の維持に係るもの

チ その他の警備犯罪のうち、活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせること)によりその目的の達成を意図して行われる極左的主張その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。に係るもの及び外国人に係るもの

第十四条の四第四号中「情報の収集」を「警備」に改め、同条第五号中「防災機関」を「消防機関及び水防機関」に改め、同条第六号中「暴力主義的活動」の下に「(活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズムに係るもの及び外国人に係るもの)」を加え、同条第七号を次のように改める。

七 前条第三号イからニまでに掲げる犯罪で前号に規定する活動に関するものの取締りに関すること。

第十四条の四中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 前条第三号に掲げる犯罪以外の警備犯罪の取締りに関すること。

第十四条の四に次の一号を加える。

九 警備実施を行う部隊(機動隊を除く。以下同じ。)の管理一般に関すること。

第十四条の五各号を次のように改める。

一 警備実施活動に関すること。

平成11年4月27日 火曜日

- 一 警備実施を行う部隊の教育訓練に関する事項。
- 二 その他本部長の特命事項に関する事項。

第十九条第一項を次のように改める。

- 2 監察官は、上司の命を受け、職員の服務及び所管行政の監察に関する事務を総括する。

第二十条の一中第四項を第五項とし、第二項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

- 3 監査室は、第四条第四号に掲げる事務をつかさどる。

第二十一条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 3 警察本部庁舎建設準備室は、第四条第五号に掲げる事務のうち警察本部庁舎建設に関する事務をつかさどる。

第二十二条の四中第四項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 3 少年対策室は、第六条の六第十三号から第十九号までに掲げる事務をつかさどる。

第二十三条の五中第四項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 3 銃器対策室は、第六条の七第一号から第十一号までに掲げる事務をつかさどる。

第二十四条中第四項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 3 鉄道警察隊は、第六条の八第六号に掲げる事務をつかさどる。

第二十五条の二中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 3 通信指令室は、第六条の八第九号及び第十号に掲げる事務をつかさどる。

第二十六条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

- 3 暴力団対策室は、第八条の二第二号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

第二十二条中第四項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

3 免許試験場は、第十二条第一号に掲げる事務をつかさどる。

#### 附 則

この規則は、平成十一年五月一日から施行する。

公 告

鳥取県公文書公開条例（昭和63年3月鳥取県条例第2号）第17条の規定により、平成10年4月1日から平成11年3月31までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成11年4月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む）の件数及び処理状況

(件)

区分	件 数	処理状況				
		開示	部分開示	非開示	取下げ	処理中
公文書開示請求	65	14	46	4	0	1
任意的開示の申出	1	0	1	0	0	0
合 計	66	14	47	4	0	1

#### 2 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む）の実施機関別内訳

## 3 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む）の請求者別内訳

(件)

県の区域内に住所を有する者	35
県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	30
上記請求者以外のものからの任意的開示の申出	1
合 計	66

## 4 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件数	処理状況							異議申立てに対する決定等
	鳥取県公文書公開審議会							
年度	2							
継越し	6		2	4		3	1	

注 繰越しは、前年度以前に受けた異議申立てのうち、今年度鳥取県公文書公開審議会で審議したものという。